

岩手県告示第 1086 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 11 月 24 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 路線名 軽米名川線
- 2 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字晴山第 14 地割字嘉六 121 番 1 地先から第 15 地割字小手屋森 18 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 24 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 18 年 11 月 24 日から同年 12 月 24 日まで